

神奈川県消費生活条例の一部改正について

1 経緯

県では、消費者の権利を確立し、県民の消費生活の安定と向上及び環境に配慮した消費生活の推進に資するため、昭和55年に神奈川県消費生活条例（以下「条例」という。）を制定し、県民の消費生活に関し、県及び事業者の果たすべき責務を明らかにするとともに、県が実施する施策等について必要な事項を定めている。

昨年度実施した条例の見直しに伴い、条例制定時には想定されていなかった、法令上の定めのない新たなサービスが見受けられ、サービスそのものが健康を損ない、又は身体に危害を及ぼすおそれがある（※）ことから、これらに対応するため、条例の改正を検討する。

（※） 全国の消費生活相談には、マッサージによるけが・体の痛みやセルフトレーニングのやりすぎによる体の不調、セルフエステによるやけど等を訴える相談が寄せられている。

2 改正の基本的な考え方

事業者に対する安全性に疑いのある商品の立証要求等及び危険な商品の排除の対象に「役務（サービス）」を追加する。

- ・ 安全性に疑いのある商品の立証要求等（条例第6条）
商品が消費者の健康を損ない、又は身体に危害を及ぼす疑いがあると認定したときは、事業者に対し、資料の提出等により、その商品が安全であることの立証を求める。
- ・ 危険な商品の排除（条例第7条・第8条）
商品がその欠陥により消費者の健康を損なうこととなり、又は身体に危害を及ぼすことになると認定したときは、事業者に対し、その商品の改善、供給の停止等をとるべきことを指導等する。

3 今後のスケジュール

令和7年6月 審議会から答申

6月 県議会令和7年第2回定例会防災警察常任委員会に条例改正素案を報告

9月 県議会令和7年第3回定例会（9月）で改正条例案を提案

令和8年4月 改正条例施行